

公的個人認証制度 について

マイナンバーカードについて①

- マイナンバーカードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカード
- マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー（個人番号）と本人の顔写真等が表示される。
- 本人の申請に基づき、市区町村長が厳格な本人確認を行った上で交付。
（カードの申請受付、作成業務等は、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に委任して実施）

マイナンバーカードの表面



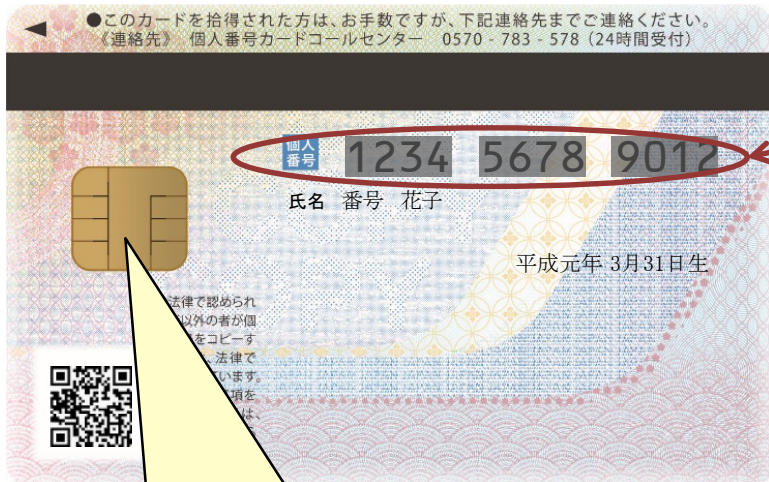
- カードの有効期間が満了する日
発行の日から10回目の誕生日、
ただし、20歳未満は、発行の日から5回目の誕生日
- 電子証明書の有効期間が満了する日
発行の日から5回目の誕生日
- 追記欄
住所や氏名等の記載事項に変更があった場合に、
新しい情報が追記される

失効

- ・海外に転出したとき
- ・引っ越しの際、転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかったとき
- ・引っ越しの際、転入先の市区町村でカードの提出を行うことなく90日を経過したとき、又はその転入先市区町村から転出したとき
- ・死亡したとき

- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

マイナンバーカードの裏面



ICチップ内のAP構成

電子証明書
(署名用、利用者証明用)

空き領域

その他(券面情報等)

①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

法令で利用できる
主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等(e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等)のほか、総務大臣が認める民間事業者も活用可能

署名用電子証明書のイメージ

氏名	露 太郎
生年月日	〇年〇月〇日
性別	男
住所	東京都千代田区露ヶ関2-1-2
発行番号	S1111
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
署名用公開鍵	

利用者証明用電子証明書のイメージ

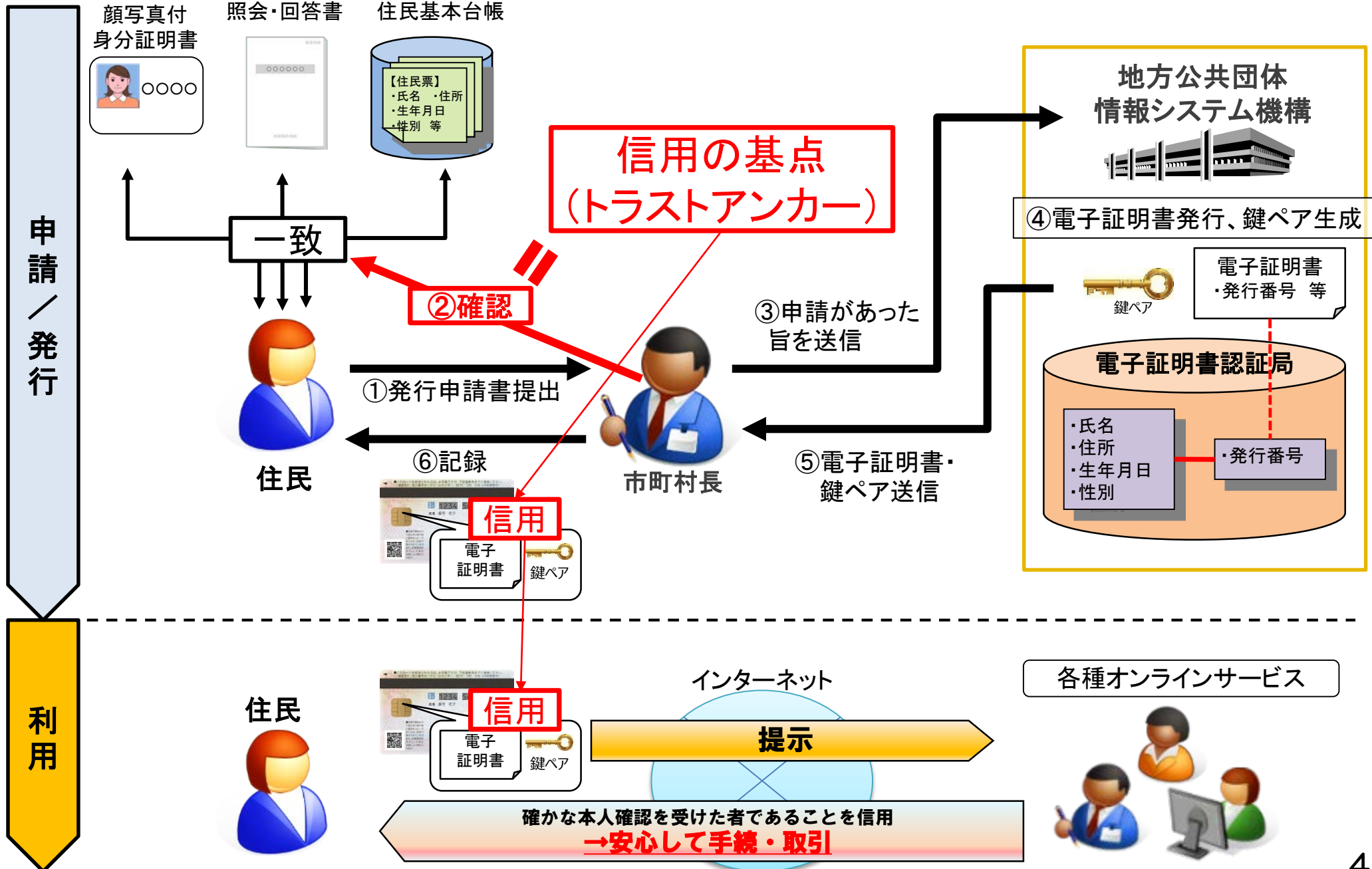
発行番号	R2222
発行年月日	〇年〇月〇日
有効期間	〇年〇月〇日
発行者	機構
利用者証明用公開鍵	

民間も含めて幅広く
利用可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

信用の基点（トラストアンカー）としての公的個人認証

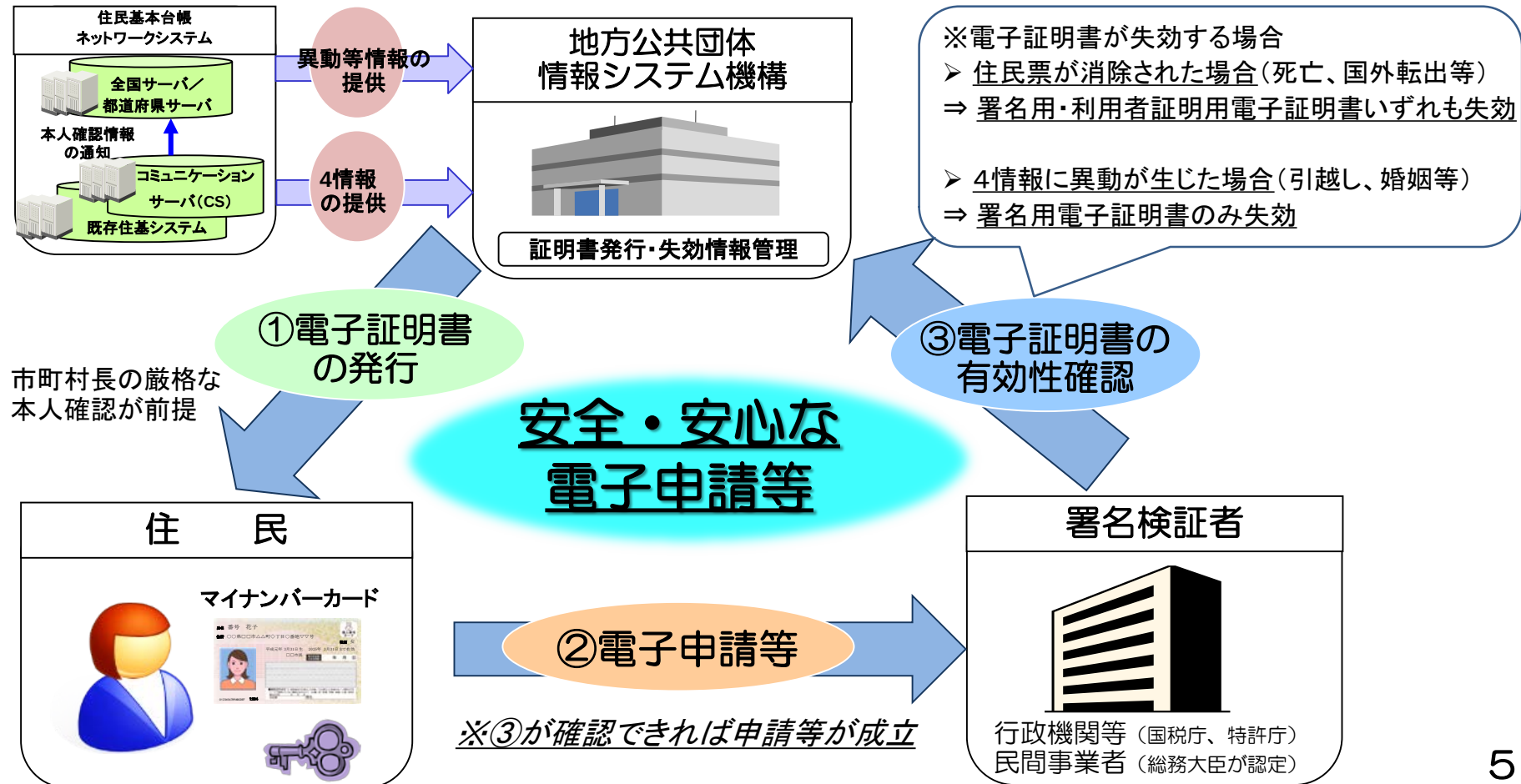


公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

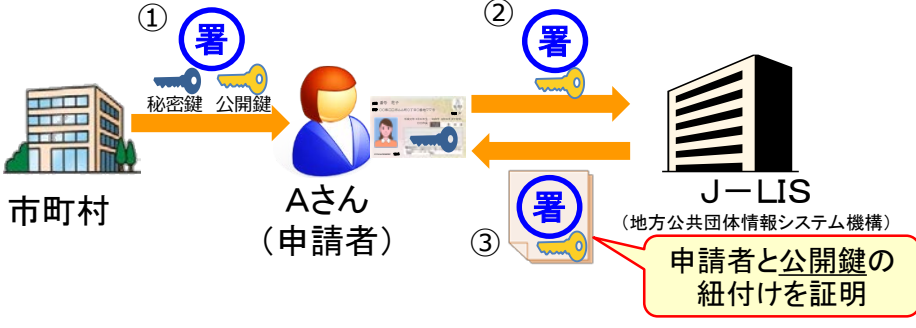
- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



印鑑（印鑑登録証明書）と電子署名（署名用電子証明書）の比較

＜対応関係＞

実印	=	秘密鍵	} 鍵ペア
実印の印影（印鑑）	=	公開鍵	
実印での捺印	=	電子署名	
印鑑登録証明書	=	署名用電子証明書	

	印鑑（印鑑登録証明書）	電子署名（署名用電子証明書）
申請 フロー	①申請者は実印を入手 ②申請者は実印（印影）を市町村長へ提出 ③市町村長は印鑑登録証明書を発行 	①申請者は鍵ペア※を入手 ※市町村長が発行 ②申請者は公開鍵をJ-LISに送信 ③J-LISは署名用電子証明書を発行 
利用 フロー	①契約書を作成・捺印 ②契約書に証明書を添付し相手方に手交・郵送 	①契約書を作成・電子署名 ②契約書に電子証明書を添付し相手方に送信 
法律上の 効果	真正性の推定 ※民事訴訟法第228条第4項	真正性の推定 ※電子署名法第3条

民間事業者における公的個人認証サービスの活用①（プラットフォーム事業者）

単独で署名検証を行う場合

プラットフォーム事業者を活用する場合

認定基準の主な項目

- ①システム上の措置（不正アクセス等の防止措置、担当者以外が操作できないような措置、システムの動作記録を取得等）
- ②組織・人的な措置（従事者の責任や監査等を定めた業務手順書、他の事業者と業務を行う際の秘密保持、責任者の明確化等）

①認定手続



事業者<署名検証者>

④設備投資
(業務実施、
情報管理)

②改ざん検証



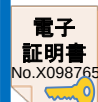
改ざんがない
ことの確認
(公開鍵暗号方式)



有効性の
確認

データセンター 等

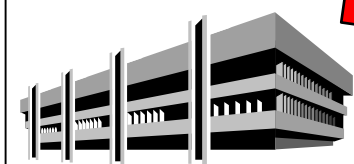
③有効性確認



総務省
MIC
Ministry of Internal Affairs
and Communications

①認定手続

③有効性確認



J-LIS
地方公共団体情報システム機構
Japan Agency for Local Authority Information Systems

【ポイント】

個々の事業者は、PF事業者に委託することで、①認定手続、②検証業務、③有効性確認、④設備投資の各種負担が不要



事業者<署名検証者>

プラットフォーム事業者

④設備投資
(業務実施、
情報管理)

②改ざん検証



改ざんがない
ことの確認
(公開鍵暗号方式)



有効性の確認

データセンター 等

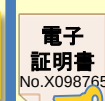
検証結果と
文書の送付



事業者
<署名検証者(みなし)>

事業者
<署名検証者
(みなし)>

事業者
<署名検証者
(みなし)>



・平成30年1月14日現在、大臣認定を受けている事業者は12社（表中網掛けの事業者）

事業者名	JPKIの活用事例 ※括弧書きは実証事業
1. 日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)
2. ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧
3. NTTコミュニケーションズ(株)	MVNOサービスの契約
(株)ぴあ	(イベント会場へのチケットレス入場)
4. (株)NTTデータ	プラットフォーム
エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約
(株)ぴあ	(イベント会場へのチケットレス入場(不正転売防止))
日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)
(株)DMM. Com証券	オンラインでの証券口座開設
富士通(株)	(スマートフォンを利用したボランティア登録)
カブドットコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設
マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設
日本IBM	(居所変更に伴う顧客データの更新)

事業者名	JPKIの活用事例
5. GMOグローバルサイン	プラットフォーム
GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設
(株)SAY企画	派遣社員のマイナンバー収集
(株)グッドスターグループ	携帯電話のレンタル契約
6. サイバートラスト(株)	プラットフォーム
(株)ガイアックス	オンラインでの本人確認サービスの提供
(株)シーイーシー	現時点では事例なし
大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパネット銀行と連携)
(株)ジャパネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
7. (株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
8. (株)野村総合研究所	プラットフォーム
9. 凸版印刷(株)	プラットフォーム
(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
10.(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
11.NEC(株)	生命保険における契約者の現況確認
12.日本医師会	HPKIカードの発行

【公的サービスの例】

マイナポータル



- マイナポータルログイン時の本人確認でカード利用(利用者証明)
⇒ 行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせ(プッシュ型)サービスが可能(例:子育て支援ワンストップサービス)
- ⇒ 自己情報に関する情報連携等の記録を確認可能

※2017年11月、本格運用開始

税申告(e-Tax)



- e-Taxの利用登録時及び申告書データ作成時にカード利用(電子署名)
⇒ 税務署に出向かず、自宅等のパソコンから申告書を送信可能
- ⇒ 添付書類の省略や自動計算機能等の利用が可能。早期の還付金受領等のメリット

コンビニ交付サービス



- コンビニエンスストア等に設置された証明書発行用の端末操作時にカード利用(利用者証明)
⇒ 役所に出向かず、夜間・休日にも住民票の写し等の証明書を取得可能

※大手コンビニ3社含む全国約53,000店舗で利用可能

※2017年12月1日時点 導入団体:462団体、サービス対象人口約8,064万人

【民間サービスの例】

新規証券口座開設



- オンラインでの口座開設に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)(犯罪収益移転防止法等で適正な本人確認手段として規定)
- ⇒ 本人確認即時に口座開設、取引開始可能

※GMOグローバル証券がサービス提供中

住宅ローン契約手続



- オンラインでの住宅ローン契約締結時にカード利用(電子署名)
⇒ 申請者は銀行来店コストが、銀行は紙契約書の保管コストがそれぞれ軽減

※三菱東京UFJ銀行がサービス提供中

不動産取引



- オンラインでの不動産取引に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 本人確認記録を自動生成でき、顧客・企業双方の負担が軽減

※エスクロー・エージェント・ジャパンがサービス提供中

携帯電話購入



- 携帯電話(格安スマホ)購入に必要な本人確認時にカード利用(電子署名)
⇒ 申込書の自動作成が可能となり、顧客の記載ミス防止や対応時間短縮

※NTTコミュニケーションズがサービス提供中